

# ストーカー被害に 遭われている方へ



## 連絡先

長崎県警察本部            095 - 820 - 0110  
ストーカー対策係        (内線3043、3044)

各警察署でも相談を受け付けています

緊急の場合は110番をお願いします

**長崎県警察**

ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）で規制されるのは、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。

## つきまとい等とは・・・

あなたに対する恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの怨みの感情を充足させる目的で、あなたやあなたの身近な人（配偶者、親族など）に対して、次の8つのパターンに類型化された行為をすることをいいます。

### つきまとい・待ち伏せ・見張り・押しかけ等

（徒歩、自転車、車等で）でつきまとう  
通勤・登校経路等で待ち伏せる  
自宅、職場、学校等に押しかける

### 監視していると思わせるようなことを告げる

「今日 時頃、さんと会ってましたね。」  
等と監視していると思わせるような内容  
口頭・電話・手紙・メールなど手段を問わない

### 面会・交際・その他の不当な要求

面会、交際、復縁等を迫る  
義務のないことを行うように要求する  
口頭・電話・手紙・メールなど手段を問わない

### 著しく粗野又は乱暴な言動

大声で「バカヤロー」等と言う  
留守番電話に乱暴なメッセージを録音する  
手紙やメールなど文字によるものは含まない

### 無言電話・連続電話・連続FAX

無言電話というためには、一旦、電話がつながった状態になることが必要  
連続電話と連続ファックスは、あらかじめ被害者が拒否していた場合に限る

### 汚物や動物の死体など不快感や嫌悪感を与える物の送りつけ等

動物の死体や汚物等を送りつける  
汚物等を被害者方の玄関先等に置く  
被害者の車に糞尿等を付着させる

### 名誉を害する行為

名誉感情を害することを告げる  
侮辱するような内容の貼り紙をする  
口頭・電話・手紙・メールなど手段を問わない

### 性的羞恥心を害する行為

卑わいなことを告げる  
卑わいな画像や物を送りつける  
口頭・電話・手紙・メールなど手段を問わない

## ストーカー行為とは・・・

上記の「つきまとい等」をくり返し行うことをいいます。

なお、～のパターンについては、身体の安全、住居などの平穏もしくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることになるかもしれない、という不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限られています。

## あなたからの相談

処罰してほしい  
と告訴する

「告訴状」を提出  
していただきます

「つきまとい等」を反復して  
行っている場合、つまり  
「ストーカー行為」に当た  
る場合に限り告訴をするこ  
とができます。

警告をした後でも告訴を  
することができます。その  
場合は、禁止命令は行わず、  
捜査のうえ検挙します。

捜査・検挙

罰則

6月以下の懲役  
又は50万円以下の罰金

あなたが希望していないの  
に相手を検挙するようなこ  
とはありませんので、安心  
して相談してください。

警告してほしい  
と申し出る

「警告申出書」を提出  
していただきます

警告

警察本部長又は警察署長か  
ら「警告書」を交付します

警告に違反した場合

聴聞

加害者の弁解を聴きます

禁止命令

公安委員会から「禁止命令  
書」を交付します

禁止命令に違反した場合

捜査・検挙

罰則

禁止命令に違反して  
ストーカー行為をした場合

1年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金

禁止命令に違反したが  
ストーカー行為にならない場合

50万円以下の罰金

援助を受けたい  
と申し出る

「援助申出書」を提出  
していただきます

話し合いをしたいので相  
手に連絡してほしい

犯人の名前や連絡先を教  
えてほしい

話し合う際の注意事項に  
ついて助言してほしい

被害防止活動を行ってい  
る組織を教えてください

話し合いの場所として警  
察の施設を貸してほしい

防犯ブザー等の防犯機器  
を貸してほしい

警告や禁止命令をしたこ  
とを証明する書面がほし  
い

被害を防止する方法を教  
えてほしい

その他

あなたからの援助の申出  
を相当と認めるときは、必  
要な援助を行います。

### 【ストーカー規制法以外の措置】

暴行罪や脅迫罪等、ストーカ  
ー規制法違反以外の罪に当た  
る場合は、これらの罪で検挙  
することもできます。

警告や検挙を希望しない場合  
は、相手に対して口頭で指導  
することもできます。

## 自分でできるストーカー対策もあります

### 断固拒否の姿勢を見せる

あいまいな態度を取らず、はっきりと、つきまといを拒否することを伝えましょう。その際には、感情的にならず、落ち着いて対処してください。

### 個人情報の管理を慎重に

住所や電話番号、携帯電話番号等は気軽に他人に教えないようにしましょう。

住所や電話番号等が書かれている書類を捨てる時は、裁断（シュレッダー）してから捨てるようにしましょう。

### 自分の身は自分で守る

身に危険を感じたら、ためらわずに110番通報をしてください。助けを求めることは、決して恥ずかしいことではありません。

防犯ブザーは、いつでも鳴らせる状態で持ち歩きましょう。

一人歩きは、なるべく控えるようにしましょう。一人で行動するときは、時間帯や人通り、明るさを考慮して、安全な移動ルートを選んでください。

迷惑電話撃退サービス等の利用を考えましょう。電話会社に相談するとあなたのトラブルに合った対応策を教えてください。

### 一人暮らしをする場合は

ドアを開ける前に、ドアスコープで相手を確認できるようにしましょう。不審だと思われるときは、ドアチェーン越しに対応しましょう。

カーテンは遮光性の高いものを選び、在宅時はカーテンをしっかりと閉めて、室内の様子をうかがわれないようにしましょう。

## 警察からのお願い

### 1 事情聴取の際のお願い

警察に相談すると、担当者が被害の状況などについて詳しく事情聴取を行います。その際、事案の早期解決のために、あなたのプライベートな部分に立ちいった話を聞かなければならないことがありますので、あらかじめご了承ください。

自分に不利になると思われることについても、隠さずに正直に話してください。「自分にも落ち度があれば、警察は取りあってくれないのではないだろうか。」と心配する必要はありません。

### 2 証拠の保存について

法を適用するためには証拠が必要です。相手からの手紙やメール、電話の着信履歴、貼紙等は廃棄（削除）せず、警察に相談する際に持参してください。また、電話については、録音したり、日時や内容を記録しておいてください。

つきまとい、押しかけ、見張り等、証拠資料が残りにくい行為については、第三者の目撃や110番通報をした事実、被害の状況を記録したメモ等が重要になってきますので、これらについての配慮をお願いします。